



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
4月1日
号外(1)
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

- 訓 令
- 企業庁訓令
- 病院事業庁訓令
- びわこボートレース事業庁訓令
- 議会訓令
- 教育委員会教育長訓令
- 選挙管理委員会訓令
- 人事委員会訓令
- 監査委員訓令
- 労働委員会訓令
- 収用委員会訓令
- 琵琶湖海区漁業調整委員会訓令
- 内水面漁場管理委員会訓令

※滋賀県情報処理規程(DX推進課) 2

- 訓 令
- 企業庁訓令
- 病院事業庁訓令
- びわこボートレース事業庁訓令
- 議会訓令
- 教育委員会教育長訓令
- 人事委員会訓令
- 監査委員訓令
- 労働委員会訓令
- 警察本部訓令

※滋賀県人権施策推進本部設置規程(人権施策推進課) 6

※滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程(女性活躍推進課) 9

- 訓 令
- 企業庁訓令
- 病院事業庁訓令
- びわこボートレース事業庁訓令
- 教育委員会教育長訓令
- 人事委員会訓令
- 監査委員訓令
- 警察本部訓令

※滋賀県デジタル社会推進本部設置規程(DX推進課) 11

- 訓 令
- 企業庁訓令
- 病院事業庁訓令
- びわこボートレース事業庁訓令
- 教育委員会教育長訓令
- 警察本部訓令

※滋賀県子ども政策推進本部設置規程(子ども若者政策・私学振興課)..... 13
 ※滋賀県障害者雇用対策本部設置規程(労働雇用政策課)..... 14
 ※滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程(中小企業支援課)..... 16
 ※しがCO₂ネットゼロ推進本部設置規程(CO₂ネットゼロ推進課)..... 18

- 訓 令
- 企 業 庁 訓 令
- 病 院 事 業 庁 訓 令
- びわこボートレース事業庁訓令
- 議 会 訓 令
- 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
- 選 挙 管 理 委 員 会 訓 令
- 人 事 委 員 会 訓 令
- 監 査 委 員 訓 令
- 労 働 委 員 会 訓 令
- 収 用 委 員 会 訓 令
- 琵琶湖海区漁業調整委員会訓令
- 内水面漁場管理委員会訓令

- 滋賀県訓令第34号
- 滋賀県企業庁訓令第11号
- 滋賀県病院事業庁訓令第10号
- 滋賀県びわこボートレース事業庁訓令第1号
- 滋賀県議会訓令第5号
- 滋賀県教育委員会教育長訓令第13号
- 滋賀県選挙管理委員会訓令第1号
- 滋賀県人事委員会訓令第6号
- 滋賀県監査委員訓令第6号
- 滋賀県労働委員会訓令第5号
- 滋賀県収用委員会訓令第2号
- 琵琶湖海区漁業調整委員会訓令第1号
- 滋賀県内水面漁場管理委員会訓令第1号

滋賀県情報処理規程を次のように定める。
 令和8年4月1日

滋賀県知事	三 日 月	大 造
滋賀県企業庁長	藤 原	久 美 子
滋賀県病院事業庁長	足 立	壯 一
滋賀県びわこボートレース事業庁長	渡 辺	正 人
滋賀県議会議長	目 片	信 悟
滋賀県教育委員会教育長	村 井	泰 彦
滋賀県選挙管理委員会委員長	吉 田	清 一
滋賀県人事委員会委員長	尾 賀	康 裕
滋賀県代表監査委員	河 瀬	隆 雄
滋賀県労働委員会会長	吉 田	和 宏
滋賀県収用委員会会長	田 口	勝 之
琵琶湖海区漁業調整委員会会長	谷 口	孝 男
滋賀県内水面漁場管理委員会会長	林	英 志

滋賀県情報処理規程
 第1章 総則
 (趣旨)

第1条 この訓令は、行政事務の高度化および効率化、行政サービスの向上ならびに情報資産の適切な管理を図るため、情報処理に関し基本的な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の6第1項の規定に基づき、県の管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を確保するための方針について定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機 演算装置、制御装置、記憶装置および入出力装置からなる電子情報処理装置をいう。
- (2) ネットワーク 電子計算機を接続して通信するための装置および電気通信回線をいう。
- (3) 情報処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力またはこれらに類する処理をいう。
- (4) 適用業務 情報処理を行う業務をいう。
- (5) システム 電子計算機を使用した情報処理の仕組みをいう。
- (6) データ 情報処理により電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で記録できる媒体に記録された電子情報(プログラムを含む。)をいう。
- (7) 入出力帳票 システムにおける入出力を目的として設計された帳票をいう。
- (8) ドキュメント システムの分析、設計、仕様、運用管理および保守、ネットワークの構成、プログラムならびにオペレーションに係る説明書をいう。
- (9) 情報資産 適用業務に係るシステム、データ、入出力帳票およびドキュメントをいう。
- (10) 情報セキュリティ 情報資産の機密を保持すること、正確性および完全性を維持することならびに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。
- (11) 不正アクセス 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為その他の不正な手段により利用者以外の者が行う情報資産の利用または利用者が行う権限外の情報資産の利用をいう。
- (12) 課 次に掲げる組織をいう。
 - ア 滋賀県行政組織規則(昭和51年滋賀県規則第16号。以下「組織規則」という。)第4条第1項に規定する課および局ならびに同規則第5条第2項に規定する課ならびに訓令によって本庁の部に置かれる室
 - イ 滋賀県企業庁組織規程(平成23年滋賀県企業庁規程第1号)第2条に規定する課
 - ウ 滋賀県病院事業庁組織規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第1号)第6条に規定する課
 - エ 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成28年滋賀県条例第63号)第4条第2項に規定する滋賀県びわこボートレース事業庁
 - オ 滋賀県議会事務局規程(昭和47年滋賀県議会訓令第1号)第2条に規定する課
 - カ 滋賀県教育委員会事務局組織規程(昭和53年滋賀県教育委員会規則第4号)第2条に規定する課
 - キ 滋賀県選挙管理委員会規程(昭和41年滋賀県選挙管理委員会告示第4号)第15条に規定する滋賀県選挙管理委員会事務局
 - ク 滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則(昭和59年滋賀県人事委員会規則第10号)第1条に規定する人事委員会事務局
 - ケ 滋賀県監査委員事務局の組織および運営に関する規程(昭和51年滋賀県監査委員告示第1号)第1条に規定する滋賀県監査委員事務局
 - コ 滋賀県労働委員会事務局規程(昭和35年滋賀県訓令第17号)第1条に規定する滋賀県労働委員会事務局
 - サ 滋賀県収用委員会事務局規程(平成8年滋賀県訓令第23号)第1条に規定する滋賀県収用委員会事務局
 - シ 琵琶湖海区漁業調整委員会庶務規程(昭和25年琵琶湖海区漁業調整委員会告示第2号)第1条に規定する事務局
 - ス 滋賀県内水面漁場管理委員会庶務規程(昭和25年滋賀県内水面漁場管理委員会告示第1号)第1条に規定する事務局
- (13) 地方機関 次に掲げる組織をいう。
 - ア 組織規則第3条に規定する地方行政機関およびその他の機関
 - イ 滋賀県病院事業庁組織規程第4条に規定する県立病院
 - ウ 滋賀県立学校の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第51号)第1条に規定する県立学校および滋賀県教育委員会事務処理規程(平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)第2条第2号に規定する教

育機関

- (14) 業務主管課 適用業務を所掌する課および地方機関をいう。
- (15) 情報管理主管課 総合企画部DX推進課をいう。
- (16) 課長等 課および地方機関の長をいう。

第2章 基本計画の策定および推進

(基本計画の策定)

第3条 知事は、県行政における情報処理の総合的かつ計画的な推進を図るため、次に掲げる事項を内容とする基本計画を策定するものとする。

- (1) 行政情報の総合的かつ高度の利用による効率的な行政運営の促進に関する事項
- (2) 行政情報の提供に関する事項
- (3) 庁内における情報通信基盤の整備に関する事項
- (4) その他情報処理に関する重要事項

(最高デジタル責任者の設置および基本計画の推進)

第4条 前条の基本計画の推進を図り、県行政全般において最適な情報化を実現するため、最高デジタル責任者を置き、滋賀県副知事の担当事務に関する規程(令和4年滋賀県訓令第39号)第1条第2号ウに掲げる事務を担当する副知事をもって充てる。

2 最高デジタル責任者は、情報処理および情報セキュリティ対策を統括し、前条の基本計画の具体化に向け、総合的な推進および調整を行うものとする。

第3章 システムの構築等

(システム化計画およびシステム構築等)

第5条 適用業務に係るシステムについて、外部委託による構築(システムの大規模な変更を含む。)または情報処理サービスの利用(以下「システム構築等」という。)に関する企画または基本的な計画(以下「システム化計画」という。)を作成しようとする業務主管課の長(以下「業務主管課長」という。)は、あらかじめ最高デジタル責任者に協議し、承認を得なければならない。

2 最高デジタル責任者は、前項の規定により協議を受けた場合において、システム化計画が全庁的または重要なものであると認めるときは、業務主管課長と協議の上、当該システム化計画の関係課の職員で構成する開発チームにシステム化計画を行わせることができる。

3 業務主管課長は、第1項の規定によりシステム化計画を作成しようとするときは、次に掲げる事項について調査検討を行わなければならない。

- (1) 適用業務の分析
- (2) 事務処理の高度化および効率化
- (3) 行政サービスの向上
- (4) 費用対効果

4 前3項の規定は、システム化計画の大規模な変更について準用する。

5 システム構築等は、業務主管課長が行うものとする。この場合において、業務主管課長は、あらかじめ最高デジタル責任者に協議し、承認を得なければならない。

6 最高デジタル責任者は、システム化計画およびシステム構築等について、業務主管課長に対し、必要に応じて改善のための措置を指示するものとする。この場合において、業務主管課長は、当該指示に従って必要な措置を講じなければならない。

7 システム化計画およびシステム構築等に関し必要な事項は、最高デジタル責任者が別に定める。

(システム維持管理)

第6条 システムの維持管理は、当該システムの業務主管課長が行うものとする。ただし、当該システムが全庁的または重要なものである場合は、情報管理主管課の長(以下「情報管理主管課長」という。)が行うことができる。

2 業務主管課長および情報管理主管課長(以下「業務主管課長等」という。)は、システムの維持管理を外部委託により行う場合にあっては、あらかじめ最高デジタル責任者に協議しなければならない。

(システムの評価)

第7条 最高デジタル責任者は、システムの効率性、信頼性、安全性等の確保および向上を図るため、必要に応じ、システムの評価を行うものとする。

2 最高デジタル責任者は、前項の規定によるシステムの評価に基づき、業務主管課長に対し、システムの改善のための措置を指示することができる。この場合において、業務主管課長は、当該指示に従って必要な措置を講じな

ればならない。

(ドキュメントの整備)

第8条 業務主管課長は、ドキュメントを整備しなければならない。

(コードの管理)

第9条 情報の処理に使用するコードの新設、変更または廃止は、業務主管課長が行うものとする。

- 2 前項の場合において、業務主管課長は、コードの新設、変更または廃止が他の業務主管課の業務処理に影響を与えるおそれのあるときは、あらかじめ当該他の業務主管課長に協議しなければならない。
- 3 情報管理主管課長は、情報処理に使用するコードの標準化を行い、その相互利用を促進するものとする。

第4章 電子計算機等の管理

(電子計算機等の設置)

第10条 課長等は、電子計算機またはネットワークに係る装置を設置し、または変更しようとするときは、あらかじめ最高デジタル責任者に協議しなければならない。

(電子計算機等の運用管理)

第11条 電子計算機またはネットワークに係る装置の運用管理は、当該電子計算機またはネットワークに係る装置を設置する課または地方機関の長が行うものとする。

(データ等の管理)

第12条 データおよび入出力帳票(以下「データ等」という。)の管理は、課長等が行うものとする。

- 2 業務主管課長等は、その管理するシステムに係るデータ等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(データ利用の協議)

第13条 業務主管課長は、他の業務主管課長等が管理するシステムに係るデータを利用しようとするときは、その利用目的および内容を明らかにし、あらかじめ当該システムを管理する業務主管課長等に協議するものとする。

- 2 前項の規定による協議を受けた業務主管課長等は、当該利用の目的を検討の上、利用の適否および取扱いについて、協議を行った業務主管課長に通知するものとする。

第5章 情報セキュリティ対策

(情報セキュリティ対策の実施)

第14条 最高デジタル責任者は、情報資産を不正行為、事故、災害等から保護し、情報処理を安定的かつ効率的に行うため、情報セキュリティを確保するための対策(以下「情報セキュリティ対策」という。)を実施するものとする。

- 2 職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、情報セキュリティ対策を遵守しなければならない。

(体制の整備)

第15条 最高デジタル責任者は、情報セキュリティ対策を適切に実施するために必要な体制を整備するものとする。

(配慮事項)

第16条 情報セキュリティ対策の実施に当たっては、次に掲げる事項の防止について特に配慮するものとする。

- (1) 部外者の不正アクセス、侵入等による情報資産の破壊、盗難、改ざん等
- (2) 職員の不正アクセス、誤操作、持出し等による情報資産の破壊、漏えい、改ざん等
- (3) 事故、電子計算機等の故障もしくは地震、落雷、火災等の災害の発生または第三者のプログラム等に対し被害を与えるよう作成された不正なプログラムの作動による情報資産の破壊、流出、毀損等

(情報セキュリティ対策の内容)

第17条 情報セキュリティ対策は、次に掲げる対策を基本として実施するものとする。

- (1) 電子計算機等の適切な場所への設置、設置場所への入退室の管理等の適切な機器の管理その他の物理的な対策
 - (2) 職員への情報セキュリティ対策の周知徹底、適切なパスワード管理等の職員による適正なシステム利用の確保、適切な外部委託の実施その他の人的な対策
 - (3) システム、ネットワークおよびドキュメントに係る利用の制限および利用の履歴の管理、不正アクセスの防止対策その他の技術的な対策
 - (4) システムの監視、情報セキュリティ対策の実施状況の確認、情報資産の破壊等の緊急時における対応計画の策定その他の運用面における対策
- 2 情報資産は、その保護すべき必要性により分類するものとし、情報セキュリティ対策は当該分類に応じて実施するものとする。

(対策基準の策定)

第18条 最高デジタル責任者は、情報セキュリティ対策の実施に当たり、情報セキュリティ対策の具体的内容に関する基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

（実施手順の策定）

第19条 業務主管課長等は、その管理するシステムごとに、対策基準に基づき情報セキュリティ対策を実施するための手順（以下「実施手順」という。）を定めるものとする。

（監査等の実施）

第20条 最高デジタル責任者は、特に保護すべき情報資産に係る情報セキュリティの確保の状況について、監査を受けるものとする。

2 前項の規定による監査については、外部の者に監査を委託して受けることができるものとする。

3 業務主管課長等は、その管理するシステムについて、対策基準および実施手順に従い情報セキュリティ対策が実施されているか点検を行うものとする。

（評価および見直しの実施）

第21条 最高デジタル責任者は、前条の規定による監査および点検の結果に基づき、情報セキュリティ対策の評価を行い、必要に応じ、情報セキュリティ対策の見直しを行うものとする。

第6章 雑則

（委任）

第22条 この訓令の施行に関し必要な事項は、最高デジタル責任者が定める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

訓	令
企 業 庁 訓	令
病 院 事 業 庁 訓	令
びわこボートレース事業庁訓	令
議 会 訓	令
教 育 委 員 会 教 育 長 訓	令
人 事 委 員 会 訓	令
監 査 委 員 会 訓	令
労 働 委 員 会 訓	令
警 察 本 部 訓	令

滋賀県訓令第35号

滋賀県企業庁訓令第12号

滋賀県病院事業庁訓令第11号

滋賀県びわこボートレース事業庁訓令第2号

滋賀県議会訓令第6号

滋賀県教育委員会教育長訓令第14号

滋賀県人事委員会訓令第7号

滋賀県監査委員訓令第7号

滋賀県労働委員会訓令第6号

滋賀県警察本部訓令第20号

滋賀県人権施策推進本部設置規程を次のように定める。

令和8年4月1日

滋賀県知事	三 日 月	大 造
滋賀県企業庁長	藤 原	久 美 子
滋賀県病院事業庁長	足 立	壯 一
滋賀県びわこボートレース事業庁長	渡 辺	正 人
滋賀県議会議長	目 片	信 悟
滋賀県教育委員会教育長	村 井	泰 彦
滋賀県人事委員会委員長	尾 賀	康 裕

滋賀県代表監査委員 河 瀬 隆 雄
滋賀県労働委員会会長 吉 田 和 宏
滋賀県警察本部長 池 内 久 晃

滋賀県人権施策推進本部設置規程

(設置)

第1条 人権が尊重される社会の実現を目指し、人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）について、有機的な連携を図りつつ、総合的かつ効果的に推進するため、滋賀県人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権施策の推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) 人権施策の推進に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他人権施策の推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 幹事
 - (5) 連絡員
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
3 副本部長は、副知事をもって充てる。
4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
6 連絡員は、幹事とその属する機関の職員のうちから推薦する者をもって充てる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、県政の総括を担任する副知事である副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部員は、所掌事務を処理する。
- 4 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務を整理する。
- 5 総合企画部管理監（人権・同和担当）の職にある幹事は、本部長の命を受けて幹事会議を主宰する。
- 6 総合企画部人権施策推進課長の職にある幹事は、本部長の命を受けて連絡員会議を主宰する。
- 7 連絡員は、幹事を補佐し、推進本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議および連絡員会議とする。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。
- 3 幹事会議は、幹事で構成し、総合企画部管理監（人権・同和担当）の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項について協議する。
- 4 連絡員会議は、総合企画部人権施策推進課長の職にある幹事および連絡員で構成し、総合企画部人権施策推進課長の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項の協議に必要な事務を行う。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、総合企画部人権施策推進課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

知事公室長

総合企画部長
 総務部長
 観光文化スポーツ部長
 琵琶湖環境部長
 健康医療福祉部長
 子ども若者部長
 商工労働部長
 農政水産部長
 県土整備部長
 交通まちづくり部長
 会計管理者
 企業庁長
 病院事業庁長
 びわこボートレース事業庁長
 議会事務局長
 教育委員会教育長
 人事委員会事務局長
 監査委員事務局長
 労働委員会事務局長
 警察本部長

別表第2(第3条関係)

知事公室	広報課長
総合企画部	防災危機管理局副局長 管理監(人権・同和担当) 企画調整課長 国際課長 県民活動生活課長 人権施策推進課長
総務部	人事課長 市町振興課長
観光文化スポーツ部	観光政策局長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長 医療政策課長 健康危機管理課長 健康しが推進課長 医療福祉推進課長 障害福祉課長
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長 子どもの育ち学び支援課長 子育て支援課長 子ども家庭支援課長
商工労働部	商工政策課長 労働雇用政策課長 女性活躍推進課長
農政水産部	農政課長
県土整備部	監理課長
交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長
会計管理局	管理課長
企業庁	経営課長

病院事業庁	経営管理課長
びわこボートレース事業庁	次長
議会事務局	総務課長
教育委員会事務局	教育総務課長
	高校教育課長
	幼小中教育課長
	特別支援教育課長
	人権教育課長
	生涯学習課長
人事委員会事務局	次長
監査委員事務局	次長
労働委員会事務局	次長
警察本部	警務課長
子ども家庭相談センター	中央子ども家庭相談センター所長
男女共同参画センター	男女共同参画センター所長

滋賀県訓令第36号

滋賀県企業庁訓令第13号

滋賀県病院事業庁訓令第12号

滋賀県びわこボートレース事業庁訓令第3号

滋賀県議会訓令第7号

滋賀県教育委員会教育長訓令第15号

滋賀県人事委員会訓令第8号

滋賀県監査委員訓令第8号

滋賀県労働委員会訓令第7号

滋賀県警察本部訓令第21号

滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程を次のように定める。

令和8年4月1日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	藤	原	久	美	子
滋賀県病院事業庁長	足	立	壯	一	
滋賀県びわこボートレース事業庁長	渡	辺	正	人	
滋賀県議会議長	目	片	信	悟	
滋賀県教育委員会教育長	村	井	泰	彦	
滋賀県人事委員会委員長	尾	賀	康	裕	
滋賀県代表監査委員	河	瀬	隆	雄	
滋賀県労働委員会会長	吉	田	和	宏	
滋賀県警察本部長	池	内	久	晃	

滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ有機的に推進するため、滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画施策の推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策の推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 本部員
- (3) 幹事
- (4) 連絡員

2 本部長は、滋賀県副知事の担当事務に関する規程（令和4年滋賀県訓令第39号）第1条第2号カに掲げる事務を担当する副知事をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 連絡員は、別表第2に掲げる職にある幹事とその職の属する機関の職員のうちから推薦する者をもって充てる。

6 知事は、第3項に定める者のほか、必要と認める者を本部員に命じ、または委嘱することができる。

（構成員の職務）

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

2 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部員がその職務を代行する。

3 本部員は、所掌事務を処理する。

4 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務を整理する。

5 連絡員は、幹事を補佐し、推進本部の事務に従事する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議および連絡員会議とし、本部長が招集する。

2 本部員会議は、本部長および本部員で構成し、第2条に規定する所掌事務について審議決定する。

3 幹事会議は、商工労働部次長および幹事で構成し、第2条に規定する所掌事務について協議する。

4 連絡員会議は、商工労働部女性活躍推進課長および連絡員で構成し、第2条に規定する所掌事務の協議に必要な事務を行う。

（事務局）

第6条 推進本部の事務を処理するため、商工労働部女性活躍推進課に事務局を置く。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

知事公室長 総合企画部長 総務部長 観光文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 子ども若者部長 商工労働部長 農政水産部長 県土整備部長 交通まちづくり部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長 びわこポートレース事業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 労働委員会事務局長 警察本部長

別表第2（第3条関係）

知事公室	広報課長 防災危機管理局副局長
総合企画部	企画調整課長 高等教育振興課長 国際課長 県民活動生活課長 人権施策推進課長
総務部	管理監（行政経営・税制・財産活用担当） 人事課長 行政経営推進課長 市町振興課長
観光文化スポーツ部	観光政策局長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長 医療政策課長 健康危機管理課長 健康しが推進課長 医療福祉推進課長 障害福祉課長
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長 子育て支援課長 子ども家庭支援課長
商工労働部	管理監（女性活躍担当） 商工政策課長 中小企業支援課長 イノベーション推進課長 労働雇用政策課長 女性活躍推進課長
農政水産部	農政課長 미래の農業振興課長
県土整備部	監理課長
交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長
会計管理局	管理課長

企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
びわこボートレース事業庁	次長
議会事務局	総務課長
教育委員会事務局	教育総務課長 教職員課長 高校教育課長 幼小中教育課長 特別支援教育課長 人権教育課長 生涯学習課長 保健体育課長
人事委員会事務局	次長
監査委員事務局	次長
労働委員会事務局	次長
警察本部	警務課長 県民保護対策課長

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 病 院 事 業 庁 訓 令
 びわこボートレース事業庁訓令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 人 事 委 員 会 訓 令
 監 査 委 員 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第37号

滋賀県企業庁訓令第14号

滋賀県病院事業庁訓令第13号

滋賀県びわこボートレース事業庁訓令第4号

滋賀県教育委員会教育長訓令第16号

滋賀県人事委員会訓令第9号

滋賀県監査委員訓令第9号

滋賀県警察本部訓令第22号

滋賀県デジタル社会推進本部設置規程を次のように定める。

令和8年4月1日

滋賀県知事	三 日 月	大 造
滋賀県企業庁長	藤 原	久 美 子
滋賀県病院事業庁長	足 立	壯 一
滋賀県びわこボートレース事業庁長	渡 辺	正 人
滋賀県教育委員会教育長	村 井	泰 彦
滋賀県人事委員会委員長	尾 賀	康 裕
滋賀県代表監査委員	河 瀬	隆 雄
滋賀県警察本部長	池 内	久 晃

滋賀県デジタル社会推進本部設置規程

(設置)

第1条 高度情報通信ネットワークの利用および情報通信技術を用いた情報の活用により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となるデジタル社会の形成に関する施策を総合的に推進するため、滋賀県デジタル社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県民生活および産業のデジタル化の総合的な推進および調整に関すること。
- (2) 県の行政事務および県民に対する行政サービスのデジタル化の総合的な推進および調整に関すること。
- (3) 官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第9条第1項の規定に基づく都道府県官民データ活用推進計画の策定の検討に関すること。

(4) その他デジタル社会の形成に関する施策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 推進員

2 本部長は、滋賀県情報処理規程(令和8年滋賀県訓令第34号、滋賀県企業庁訓令第11号、滋賀県病院事業庁訓令第10号、滋賀県びわこボートレース事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第5号、滋賀県教育委員会教育長訓令第13号、滋賀県選挙管理委員会訓令第1号、滋賀県人事委員会訓令第6号、滋賀県監査委員訓令第6号、滋賀県労働委員会訓令第5号、滋賀県収用委員会訓令第2号、琵琶湖海区漁業調整委員会訓令第1号、滋賀県内水面漁場管理委員会訓令第1号)第4条第1項に規定する最高デジタル責任者をもって充てる。

3 副本部長は、総合企画部次長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 推進員は、総合企画部DX推進課長の職にある者(以下「DX推進課長」という。)および本部長が本部員の属する機関の職員のうちから指名する者をもって充てる。

6 本部長は、前2項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または推進員に命じ、または委嘱することができる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

4 推進員は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議および推進員会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 推進員会議は、推進員で構成し、本部長の命を受けてDX推進課長が招集し、第2条に規定する事項について協議する。

4 本部員会議においては本部長、推進員会議においてはDX推進課長が必要と認めるときは、議事に関係する所属の職員に出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 DX推進課長が必要と認めるときは、推進員会議に、その所掌事務のうち特定の課題についての検討を行わせるため、作業部会を設置することができる。

2 作業部会の設置および運営に関し必要な事項は、DX推進課長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総合企画部DX推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

知事公室次長 総合企画部次長 総務部次長 観光文化スポーツ部次長 琵琶湖環境部次長 健康医療福祉部次長(あらかじめ健康医療福祉部長が指名する者に限る。) 子ども若者部次長 商工労働部次長 農政水産部次長 県土整備部次長(あらかじめ県土整備部長が指名する者に限る。) 交通まちづくり部次長 会計管理局次長 企業庁次長 病院事業庁次長(あらかじめ病院事業庁長が指名する者に限る。) びわこボートレース事業庁次長 教育委員会事務局教育次長(滋賀県教育委員会教育長職務代理者の指名に関する規則(昭和59年滋賀県教育委員会規則第13号)第3項に規定するあらかじめ教育長が指名する事務局の職員である者に限る。) 人事委員会事務局次長 監査委員事務局次長 警察本部警務部長

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 病 院 事 業 庁 訓 令
 びわこボートレース事業庁訓令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第38号

滋賀県企業庁訓令第15号

滋賀県病院事業庁訓令第14号

滋賀県びわこボートレース事業庁訓令第5号

滋賀県教育委員会教育長訓令第17号

滋賀県警察本部訓令第23号

滋賀県子ども政策推進本部設置規程を次のように定める。

令和8年4月1日

滋賀県知事	三 日 月	大 造
滋賀県企業庁長	藤 原	久 美 子
滋賀県病院事業庁長	足 立	壯 一
滋賀県びわこボートレース事業庁長	渡 辺	正 人
滋賀県教育委員会教育長	村 井	泰 彦
滋賀県警察本部長	池 内	久 晃

滋賀県子ども政策推進本部設置規程

(設置)

第1条 子どものために、子どもとともにつくる県政の実現に向け、子どもに関する施策（次条において「子ども施策」という。）を強力に推進するため、滋賀県子ども政策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども施策の基本となる事項の企画および立案に関すること。
- (2) 子ども施策の総合的な推進および調整に関すること。
- (3) 子ども施策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 子ども施策に係る財源の在り方の検討に関すること。
- (5) その他子ども施策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 幹事
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 本部長は、前2項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、滋賀県副知事の担任事務に関する規程（令和4年滋賀県訓令第39号）第1条第3号エに掲げる事務を担当する副知事である副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議および幹事会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事で構成し、子ども若者部次長の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項について協議する。

4 本部員会議においては本部長、幹事会議においては子ども若者部次長の職にある幹事が必要と認めるときは、議事に関係する所属の職員に出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置き、事務局の事務は、総合企画部企画調整課、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課および教育委員会事務局教育総務課が合同して行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

知事公室長 総合企画部長 総務部長 観光文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 子ども若者部長 商工労働部長 農政水産部長 県土整備部長 交通まちづくり部長 企業庁長 病院事業庁長 びわこボートレース事業庁長 教育委員会教育長 警察本部長

別表第2 (第3条関係)

知事公室	秘書課長 広報課長
総合企画部	企画調整課長
総務部	人事課長 行政経営推進課長 財政課長 市町振興課長
観光文化スポーツ部	観光政策局長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長
子ども若者部	次長 子ども若者政策・私学振興課長
商工労働部	商工政策課長
農政水産部	農政課長
県土整備部	監理課長
交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長
企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
びわこボートレース事業庁	次長
教育委員会事務局	教育総務課長
警察本部	警務課長

滋賀県訓令第39号

滋賀県企業庁訓令第16号

滋賀県病院事業庁訓令第15号

滋賀県びわこボートレース事業庁訓令第6号

滋賀県教育委員会教育長訓令第18号

滋賀県警察本部訓令第24号

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程を次のように定める。

令和8年4月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造
 滋賀県企業庁長 藤 原 久 美 子
 滋賀県病院事業庁長 足 立 壯 一

滋賀県びわこボートレース事業庁長 渡 辺 正 人
 滋賀県教育委員会教育長 村 井 泰 彦
 滋賀県警察本部長 池 内 久 晃

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程

(設置)

第1条 障害者の雇用に係る施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、滋賀県障害者雇用対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者の雇用の推進に関する総合調整に関すること。
- (2) 経済団体、福祉団体等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他障害者の雇用について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 幹事
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てるほか、滋賀労働局職業安定部長に委嘱する。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てるほか、滋賀労働局職業安定部職業対策課長に委嘱する。
- 6 本部長は、第4項および前項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、対策本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、滋賀県副知事の担当事務に関する規程(令和4年滋賀県訓令第39号)第1条第2号カに掲げる事務を担当する副知事である副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。
- 4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部員会議および幹事会議とし、本部長が招集する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、第2条に規定する事項について審議決定する。
- 3 幹事会議は、幹事で構成し、第2条に規定する事項について協議する。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、健康医療福祉部障害福祉課、商工労働部労働雇用政策課または教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

知事公室長 総合企画部長 総務部長 観光文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 子ども若者部長 商工労働部長 農政水産部長 県土整備部長 交通まちづくり部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長 びわこボートレース事業庁長 教育委員会教育長 警察本部長

別表第2(第3条関係)

知事公室	広報課長
総合企画部	企画調整課長 人権施策推進課長
総務部	人事課長

観光文化スポーツ部	観光政策局長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長 障害福祉課長
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
商工労働部	商工政策課長 労働雇用政策課長
農政水産部	農政課長
県土整備部	監理課長
交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長
会計管理局	管理課長
企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
びわこボートレース事業庁	次長
教育委員会事務局	教育総務課長 高校教育課長 幼小中教育課長 特別支援教育課長
警察本部	警務課長

滋賀県訓令第40号

滋賀県企業庁訓令第17号

滋賀県病院事業庁訓令第16号

滋賀県びわこボートレース事業庁訓令第7号

滋賀県教育委員会教育長訓令第19号

滋賀県警察本部訓令第25号

滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程を次のように定める。

令和8年4月1日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	藤	原	久	美	子
滋賀県病院事業庁長	足	立	壯	一	
滋賀県びわこボートレース事業庁長	渡	辺	正	人	
滋賀県教育委員会教育長	村	井	泰	彦	
滋賀県警察本部長	池	内	久	晃	

滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程

(設置)

第1条 中小企業の活性化のための施策を総合的かつ有機的に推進するため、滋賀県中小企業活性化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業の活性化の推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) 中小企業の活性化の推進に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他中小企業の活性化の推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 幹事
 - (5) 連絡員
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
 - 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
 - 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 6 本部長は、前2項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

る。

7 連絡員は、幹事はその属する課または機関の職員のうちから推薦する者をもって充てる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、滋賀県副知事の担当事務に関する規程(令和4年滋賀県訓令第39号)第1条第2号カに掲げる事務を担当する副知事である副本部長がその職務を代理する。

3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

5 連絡員は、それぞれの職務に応じて、幹事を補佐し、上司の命を受けて所掌事務を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議および連絡員会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、商工労働部次長の職にある者および幹事で構成し、商工労働部次長の職にある者が招集し、第2条に規定する事項を協議する。

4 連絡員会議は、商工労働部中小企業支援課長の職にある幹事および連絡員で構成し、当該幹事が招集し、第2条に規定する事項の協議に必要な事務を行う。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、商工労働部中小企業支援課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

知事公室長
 総合企画部長
 総務部長
 観光文化スポーツ部長
 琵琶湖環境部長
 健康医療福祉部長
 子ども若者部長
 商工労働部長
 農政水産部長
 県土整備部長
 交通まちづくり部長
 会計管理者
 企業庁長
 病院事業庁長
 びわこボートレース事業庁長
 教育委員会教育長
 警察本部長

別表第2 (第3条関係)

知事公室	広報課長
総合企画部	企画調整課長
総務部	人事課長
観光文化スポーツ部	観光政策局長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長

商工労働部	商工政策課長 産業立地課長 中小企業支援課長 イノベーション推進課長 労働雇用政策課長 女性活躍推進課長
農政水産部	農政課長
県土整備部	監理課長
交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長
会計管理局	管理課長
企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
びわこボートレース事業庁	次長
教育委員会事務局	教育総務課長
警察本部	会計課長

滋賀県訓令第41号

滋賀県企業庁訓令第18号

滋賀県病院事業庁訓令第17号

滋賀県びわこボートレース事業庁訓令第8号

滋賀県教育委員会教育長訓令第20号

滋賀県警察本部訓令第26号

しがCO₂ネットゼロ推進本部設置規程を次のように定める。

令和8年4月1日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	藤	原	久	美	子
滋賀県病院事業庁長	足	立	壯	一	
滋賀県びわこボートレース事業庁長	渡	辺	正	人	
滋賀県教育委員会教育長	村	井	泰	彦	
滋賀県警察本部長	池	内	久	晃	

しがCO₂ネットゼロ推進本部設置規程

(設置)

第1条 CO₂ネットゼロ社会づくり(滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号。次条第2号において「条例」という。))第2条第1項に規定するCO₂ネットゼロ社会づくりをいう。以下同じ。)に関する施策を総合的かつ有機的に推進するため、しがCO₂ネットゼロ推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

2 推進本部に、気候変動適応法(平成30年法律第50号)第13条第1項の規定に基づき、気候変動影響(同法第2条第1項に規定する気候変動影響をいう。)および気候変動適応(同法第2条第2項に規定する気候変動適応をいう。第8条において同じ。)に関する情報の収集、整理、分析および提供ならびに技術的助言を行う拠点として、滋賀県気候変動適応センター(以下「センター」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) 条例第8条第1項に規定する推進計画、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画および気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画の策定および推進に関すること。
- (3) CO₂ネットゼロ社会づくりに係る関係部局間の連携および調整に関すること。
- (4) その他CO₂ネットゼロ社会づくりの推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部(センターを除く。)の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部長
- (4) 幹事

(5) 調査員

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者および必要に応じ本部長が指名する者をもって充てる。
- 6 調査員は、幹事とその職の属する課の職員のうちから推薦する者および必要に応じ本部長が指名する者をもって充てる。

第4条 センターの構成員は、センター長およびセンター委員とする。

- 2 センター長は、総合企画部次長の職にある者(以下「総合企画部次長」という。)をもって充てる。
- 3 センター委員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、前項に定めるもののほか、必要と認める者をセンター委員に命じ、または委嘱することができる。
(構成員の職務)

第5条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、滋賀県副知事の担任事務に関する規程(令和4年滋賀県訓令第39号)第1条第2号ウに掲げる事務を担当する副知事である副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部員は、所掌事務を処理する。
- 4 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務を整理する。
- 5 調査員は、幹事を補佐し、または所掌事務を調査する。

第6条 センター長は、センターの事務を統括する。

- 2 センター長に事故があるとき、またはセンター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名するセンター委員がその職務を代理する。
- 3 センター委員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を処理する。
(会議)

第7条 推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議および調査員会議とする。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。
- 3 幹事会議は、幹事および総合企画部次長で構成し、総合企画部次長が招集し、第2条に規定する事項について協議する。
- 4 調査員会議は、調査員および総合企画部CO₂ネットゼロ推進課長の職にある者(以下この項において「CO₂ネットゼロ推進課長」という。)で構成し、CO₂ネットゼロ推進課長が招集し、第2条に規定する事項について調査検討する。この場合において、CO₂ネットゼロ推進課長は、調査検討事項に関係する調査員のみを招集し、または調査員以外の者の出席を求めることができる。

第8条 センターの会議は、センター長およびセンター委員で構成し、センター長が招集し、CO₂ネットゼロ社会づくりのうち、気候変動適応の推進に関する事項について協議する。この場合において、センター長は、協議事項に関係するセンター委員のみを招集し、またはセンター委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、総合企画部CO₂ネットゼロ推進課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

知事公室長 総合企画部長 総務部長 観光文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 子ども若者部長 商工労働部長 農政水産部長 県土整備部長 交通まちづくり部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長
びわこボートレース事業庁長 教育長 警察本部長

別表第2 (第3条関係)

知事公室	広報課長
総合企画部	企画調整課長
総務部	人事課長

観光文化スポーツ部	観光政策局長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
商工労働部	商工政策課長
農政水産部	農政課長
県土整備部	監理課長
交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長
会計管理局	管理課長
企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
びわこボートレース事業庁	次長
教育委員会事務局	教育総務課長
警察本部	会計課長

別表第3 (第4条関係)

知事公室	防災危機管理局副局長
総合企画部	CO ₂ ネットゼロ推進課長
観光文化スポーツ部	観光政策局副局長
琵琶湖環境部	環境政策課長 琵琶湖保全再生課長 循環社会推進課長 上下水道課長 森林政策課長 びわ湖材流通推進課長 森林保全課長 生物多様性保全課長 琵琶湖環境科学研究センター所長 琵琶湖博物館研究部長
健康医療福祉部	健康危機管理課長 生活衛生課長 衛生科学センター所長
商工労働部	イノベーション推進課長 南部産業技術共創センター所長 北部産業技術共創センター所長
農政水産部	農政課長 미래の農業振興課長 畜産課長 水産課長 耕地課長 農村振興課長 農業技術振興センター所長 畜産技術振興センター所長 水産試験場長
県土整備部	流域政策局副局長